

HC Wild Berry(ハイキングクラブ ワイルドベリー)会則

第1条 (構成および名称)

私たちの会は主に立川市内の在住者、在勤者及び入会を希望する登山・ハイキングを愛する健康な 20 歳以上の男女で構成する。名称は HC Wild Berry とし通称「HWB」と表記する。

事務所は立川市内に置く。

第2条 (目的及び活動)

安全で楽しい登山・ハイキングを行うために、正しい登山観を持ち、安全教育や最新の登山技術の習得に努める。そのために毎月複数回の山行を実施する。各種の技術講習会や安全教育に役立つ研修会等に積極的に参加する。又、立川市内で同様の講習会を実施し、会員外への啓もう活動に努める。

第3条 (会員)

本会の目的及び活動に賛同する健康な 20 歳以上の男女は誰でも入会することができる。但し、原則として 65 歳までとする。入会希望者に持病がある場合は申告しなければならない。会員は会費を事前に半年分以上まとめて納めなくてはならない。又、会費を半年以上滞納した場合は退会したとみなす。

入退会については所定の様式に記載し、役員の承認を得なければならない。

第4条 (役員・運営委員会)

本会の活動を推進するために、会長 1 名、副会長 1 名 (会計監査を兼任)、事務局長 1 名、山行管理運営委員 1 名、会計 1 名、運営委員若干名で構成する運営委員会を置く。総会から総会までの運営は運営委員会が行う。運営委員の任期は 2 年とする。

第5条 (組織)

本会の最高決議機関は総会であり、2 年に 1 回開催する。総会では会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名、山行管理運営委員 1 名、会計 1 名、運営委員若干名を互選する。総会の招集は代表が行う。

会員の過半数以上の要請があれば総会を開かなければならない。総会を開催しない年は年度末に会計報告を行う。

第6条 (山行計画書)

会員が山行を行う場合はその安全を担保するために以下のように山行計画書を提出しなければならない。

- ① 日帰りハイキングの場合 携帯メールで「山名・参加者名」を当日まで山行管理役員に連絡する。
(口頭も可とする。)
- ② 宿泊を伴う山行の場合 計画書を作成して、前日までに山行管理役員へメールの添付で送る。
- ③ 県条例で登山届が義務化されている長野県・岐阜県・富山県の山域に登山する場合は計画書を各県警察に提出する。その場合①であっても計画書を作成する。

第7条 (山岳保険への加入)

会員が万が一、事故・遭難にあった場合の補償として「労山新特別基金」やそれに相当する山岳保険に加入することを会員の義務とする。

第8条 (財政)

本会の経費は会費・事業収入等でまかなう。会費は年額 6000 円、入会金 500 円とする。本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第9条 (付則)

- ① 本会は 2016 年 11 月 1 日に結成され、2017 年 11 月 6 日東京都勤労者山岳連盟に加盟した。
- ② 会則に定めない事項については全会員の合意により民主的に決定する。
- ③ 本会則は 2017 年 11 月 6 日から発効する。
- ④ 2019 年 5 月 15 日 第 5 条、第 8 条を一部改正した。
- ⑤ 2020 年 4 月 10 日 第 3 条を一部改正した。
- ⑥ 2021 年 4 月 9 日 第 4 条、5 条を一部改正した。